

労働力輸出国「ベトナム」の抱える課題

北陸銀行 ホーチミン駐在員事務所
所長

山田 太一



エスハイ社技能実習生クラスの皆さん(中央が筆者)

1 外国人労働者に占めるベトナム人の割合

現在日本では、大都市から地方都市までコンビニエンスストア、飲食店、ホテル、介護施設、工場などで勤務する外国人労働者の存在は当たり前の風景となりました。日本の労働力不足を補うために日本へ渡航する外国人労働者の供給国として注目されているのがベトナムです。

厚生労働省公表の「外国人雇用状況」によると、2021年10月末現在、日本で働く外国人は前年比0.2%増の172.7万人で、国籍別にみると、トップがベトナムの45.3万人（構成比26.2%）、次いで中国39.7万人、フィリピン19.1万人の順となっています（図表1）。

次にベトナム人労働者の在留資格別の内訳をみると「技能実習」44.6%、「資格外活動」（留学生の

アルバイトなど）24.2%で「技能実習」が最も多い在留資格となっています。コロナ禍にあって、日本で働く外国人の増加ペースは鈍化しているものの過去最高を更新しており、直近4年間で約1.35倍、ベトナム人は約1.89倍まで膨らみました。

外国人を雇用する事業所数も前年比6.7%増の28.5万カ所と過去最高を記録（図表2）。事業所規模の内訳では「30人未満」の小規模事業所の割合が最も高く、事業所数全体の61.1%を占めています。

現在、日本は1日当たりの外国人入国者数に上限を設定しており、技能実習生（以下、実習生）がコロナ前と同様に来日できる状況ではありません。北陸3県では2021年に外国人労働者数が若干減少していますが、こうした入国制限が緩和されると外国人労働者数は再び増加すると見込まれています。

図表1 外国人労働者数（国籍別）

（千人）

	2017年 10月	前年比	2018年 10月	前年比	2019年 10月	前年比	2020年 10月	前年比	2021年 10月	前年比
外国人労働者総数	1,278	18.0%	1,460	14.2%	1,658	13.6%	1,724	4.0%	1,727	0.2%
ベトナム	240	39.7%	316	31.9%	401	26.7%	443	10.6%	453	2.1%
中国（香港、マカオ含む）	372	8.0%	389	4.5%	418	7.5%	419	0.3%	397	▲5.3%
フィリピン	146	15.1%	164	11.7%	179	9.6%	184	2.8%	191	3.4%

出所：厚生労働省「外国人雇用状況」

図表2 外国人雇用事業所数・外国人労働者数（北陸3県）

（所、人）

	2019年10月				2020年10月				2021年10月			
	事業所	前年比	外国人労働者	前年比	事業所	前年比	外国人労働者	前年比	事業所	前年比	外国人労働者	前年比
全国合計	242,608	12.1%	1,658,804	13.6%	267,243	10.2%	1,724,328	4.0%	285,080	6.7%	1,727,221	0.2%
北海道	4,944	13.9%	24,387	16.0%	5,492	11.1%	25,363	4.0%	5,846	6.4%	25,028	▲1.3%
富山	1,925	9.9%	11,844	14.6%	2,103	9.2%	12,027	1.5%	2,163	2.9%	11,467	▲4.7%
石川	1,702	12.1%	10,943	11.7%	1,847	8.5%	10,696	▲2.3%	1,970	6.7%	10,606	▲0.8%
福井	1,361	9.0%	9,125	5.5%	1,502	10.4%	10,339	13.3%	1,557	3.7%	10,524	1.8%

出所：厚生労働省「外国人雇用状況」

2 外国人労働者に関する社会問題

外国人労働者の増加に伴い外国人労働者が関わる犯罪のニュースが増えています。その背景には「外国人技能実習制度」が抱える3つの課題があります。

1つ目は「借金」です。実習生が来日する際、1人当たり平均7000～8000USDの借金をすると言われています。送り出しにかかる手数料の法定上限は3600USD（契約期間3年）と定められていますが、実習生の送り出しの際には、送り出し機関のほかに実習生と送り出し機関を仲介するエージェント（以下、ブローカー）など複数の関係者が関与することが多く、実習生は法定上限を超えた手数料などの支払いのため多額の借金をせざるを得ないというのが実情です。

日本で働く実習生は、借入金返済やベトナムの家族への仕送りに加えて、日本で生活するための最低限の収入が必要であり、必要額を確保できない場合、経済的な困窮から事件を起こしやすい環境に追い込まれてしまいます。

2つ目は「日本語の事前学習不足」です。日本に渡航する準備の段階で日本語教育を受講するのが理想的ですが、経済的な理由で日本語学校の授業料が捻出できないケースや「早くお金を稼ぎたい」といった実習生側のニーズもあり、結果として、来日しても地域や職場でのコミュニケーションが上手いかず、自国の文化や生活習慣をそのまま日本へ持ち込んでしまい、地域のルールを守らないとして住民から苦情を申し立てられるケースも散見されます。

「受入企業側は労働力確保、実習生側は金稼ぎ」だけが目的化してしまった場合、実態面は本来の技能実習制度の趣旨と大きく乖離し、実習生の面倒を見たり、技術指導する機会も少なくなり、両者の関係性は希薄になります。

3つ目は「関係者間の情報連携不足」です。実習生がストレスなく日本で生活を送るためには、現地送り出し機関、受入企業、監理団体の3者がそれぞれの立場で実習生をサポートしていく必要があります。しかしながら、実際は関係者間の情報連携不足から実習生を孤立させてしまうケースが少なくありません。多くの関係者が介在するため、日本と外国との間で情報が分断されるケースが多く、結果として責任の所在も曖昧になってしまいます。

米国国務省は人身売買報告書（2021年版）で日本の外国人技能実習制度を「（借金を背負わせる）外国人労働者搾取である」と問題視しており、日本政府（当局）による監視強化の必要性について言及するなど制度の運用面について改善を求めています。実習生

を受け入れる企業においては、今後自らが批判の対象となる可能性があることを十分認識しておく必要があります。

3 循環型の人材育成への取り組み

ベトナムの実習生が、日本での実習・就業機会を通じて自らの成長と日本企業への貢献を実現するとともに、ベトナム帰国後も熟練労働者・技術者・管理職などベトナムの産業発展の担い手となる「循環型人材育成」モデルの構築を目指している企業の取り組みを紹介します。

(1) トヨタ南海グループ（自動車ディーラー）

同社グループは日本の抱える自動車整備業界の課題（日本人自動車整備士不足、自動車整備士の高齢化）を解決するために、ブローカーや送り出し機関を介さずに、実習生を将来に亘って確保する仕組みを構築しています。実習生の金銭的な負担を極力排除するため、実習生に借金をさせない制度の運用を開始しています。

日本渡航前はベトナムでの研修期間中の手当を支払い、日本渡航後もトヨタ南海グループが適正な給与を支払うほか、実習生の人生設計（キャリア形成）を支援しています。技能実習期間終了後も、ベトナム帰国後にトヨタ南海ハイフォンなどでの就労機会を提供するなど実習生のキャリア形成に積極的に関与し、希望する実習生には日越での教育・就業機会を提供することとしています。

(2) エスハイグループ（日本向けベトナム人材教育・研修、実習生派遣送出、技術者紹介業）

同社は「教育を核とした循環型のベトナム人材開発」に取り組んでいます。実習生に対して日本語だけでなく長期的なキャリアプランを意識した教育を行い、日本での就業期間のみならず、ベトナム帰国後のキャリア発展についても考えさせるカリキュラムを提供し実践しています。実際に同社の実習生クラスの授業を見学させていただきましたが、生徒の皆さんの流暢な日本語に驚かされました。その際、実習生に人気がある職種について伺ったところ、男性は機械加工、板金・プレス加工、自動車整備、女性は食品加工、コンビニ惣菜工場との回答がありました。

ホーチミン駐在事務所では関連する機関との情報交換や関係構築を進めておりますので、日本語や技術に関する基礎知識履修済みのベトナム人材の活用にご興味がある方は、お気軽に北陸銀行国際部までご連絡ください。